



発行 新潟県

第 20 号

平成25年3月12日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 13 新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則（農業総務課）
- 14 新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則（農業総務課）

告 示

- 327 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（環境対策課）
- 328 廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定（廃棄物対策課）
- 329 保安林の指定予定（治山課）
- 330 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 331 換地処分（農地整備課）
- 332 換地処分（農地整備課）
- 333 公共測量の終了通知（監理課）
- 334 公共測量の終了通知（監理課）
- 335 公共測量の終了通知（監理課）
- 336 道路の区域変更（道路管理課）
- 337 道路の供用開始（道路管理課）
- 338 道路の区域変更（道路管理課）
- 339 道路の供用開始（道路管理課）
- 340 道路の区域変更（道路管理課）
- 341 道路の供用開始（道路管理課）
- 342 道路の区域変更（道路管理課）
- 343 道路の供用開始（道路管理課）
- 344 道路の区域変更（道路管理課）
- 345 道路の供用開始（道路管理課）
- 346 道路の区域変更（道路管理課）
- 347 道路の供用開始（道路管理課）
- 348 道路の区域変更（道路管理課）
- 349 道路の供用開始（道路管理課）
- 350 道路の区域変更（道路管理課）
- 351 道路の供用開始（道路管理課）
- 352 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 353 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 354 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
- 公聴会の開催の中止（都市政策課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局総務課）

選挙管理委員会告示

13 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

人事委員会公告

平成25年度新潟県警察官 A（大学卒業者）採用試験の実施（人事委員会事務局総務課）

規 則

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第13号

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則（平成12年新潟県規則第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（機械器具等使用料） 第9条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、県外に住所を有する者が機械器具等を使用する場合の使用料の額は、同項に規定する額に当該額の5割に相当する額を加算した額とする。 <u>ただし、知事が公益上その他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u>	（機械器具等使用料） 第9条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、県外に住所を有する者が機械器具等を使用する場合の使用料の額は、同項に規定する額に当該額の5割に相当する額を加算した額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第14号

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則（平成12年新潟県規則第103号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（貸付料の額） 第4条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、県外に住所を有する者が使用する場合の貸付料の額は、同項に規定する額に当該額の5割に相当する額を加算した額とする。 <u>ただし、知事が公益上その他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u>	（貸付料の額） 第4条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、県外に住所を有する者が使用する場合の貸付料の額は、同項に規定する額に当該額の5割に相当する額を加算した額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第327号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水 域	該当類型	達成期間
中津川上流（県境から穴藤ダムまで）	生物A	ア
中津川下流（穴藤ダムから信濃川合流点まで）	生物A	ア
清津川上流（水無川合流点より上流）	生物A	ア
清津川下流（水無川合流点から信濃川合流点まで）	生物A	ア
魚野川上流（大源太川合流点より上流）	生物A	ア
魚野川下流（大源太川合流点より下流）	生物A	ア
三国川（南魚沼市清水瀬字入山622番の1地先より下流）	生物A	ア
宇田沢川（全域）	生物A	ア
佐梨川上流（小平沢橋より上流）	生物A	ア
佐梨川下流（小平沢橋から魚野川合流点まで）	生物A	ア
破間川（全域）	生物A	ア
洩海川（全域）	生物B	ア
黒川（黒川放水路を含む全域）	生物B	ア
猿橋川上流（霞橋より上流）	生物A	ア
猿橋川下流（霞橋から信濃川合流点まで）	生物B	ア
刈谷田川（全域）	生物A	ア
五十嵐川上流（三条市上水道取水点より上流）	生物A	ア
五十嵐川下流（三条市上水道取水点から信濃川合流点まで）	生物A	ア
加茂川上流（八幡橋より上流）	生物A	ア
加茂川下流（八幡橋直下流より信濃川合流点まで）	生物B	ア
能代川（全域）	生物B	ア
小阿賀野川（全域）	生物B	ア
中ノ口川（全域）	生物B	ア
西川上流（善光寺橋より上流）	生物B	ア
西川下流（善光寺橋から信濃川合流点まで）	生物B	ア
通船川（旧木戸閘門から信濃川合流点まで）	生物B	ア
栗ノ木川（竹尾揚水機より下流）	生物B	ア
栗ノ木川上流（亀田排水路の新潟市道横越木津線との交点から竹尾揚水機まで）	生物B	ア
放水路	生物B	ア
鳥屋野潟（全域）	生物B	ア
常浪川（全域）	生物A	ア
新谷川（全域）	生物A	ア
都辺田川（全域）	生物B	ア
早出川（全域）	生物A	ア
安野川（全域）	生物B	ア
福島潟（高橋から潟口橋まで）	生物B	ア
新井郷川上流（潟口橋から新井郷川排水機場まで）	生物B	ア
新井郷川中流（新井郷川排水機場から旧加治川合流点まで）	生物B	ア
新井郷川下流（旧加治川合流点より下流）	生物B	ア
新発田川（住吉橋より下流）	生物B	ア

(注)

- 1 該当類型の欄中「生物A」及び「生物B」は、環境庁告示別表2の1の(1)のイ又は(2)のウの類型を示す。
- 2 達成期間の欄中「ア」は、「直ちに達成」を示す。

◎新潟県告示第328号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

地域区域	埋立地の区分
柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番地4の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号
柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番地9の一部	
柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番地10の一部	
柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番地11	
柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番地28の一部	
柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番地29の一部	
柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番地32	
柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番地33	
柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番地35の一部	
柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番地37の一部	
柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番地38の一部	

◎新潟県告示第329号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市大月字原890、892の1、893、894、896から899まで、901の1から901の3まで、902、903、904の1、904の4、905の甲、905の乙、906の1、906の2、907、908の1、909の1、910の1、915の1、916の1、916の3、917の1、字小ツラ911の2、字六月坂912の1、912の2、913の1、913の2、字山道918から924まで、924の子、925の1、926、927の1、927の3、928の1から928の3まで、928の6、928の9、928の甲子、928の乙、938の甲、938の乙、939、939の子から939の寅まで、940から942まで、945、945の子、946の1、947の1、949の1、949の2、字カンオン沢937の2、943の甲、943の乙、字滝ノ入944の甲、944の乙

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第330号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、新発田市及び北蒲原郡聖籠町の一部を受益地域とする県営中曽根地区区画整理(経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」)事業計画を定めたので、関係

書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成25年3月13日から平成25年4月10日まで
- 3 縦覧に供する場所
新発田市役所加治川庁舎及び北蒲原郡聖籠町役場
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、上越市を地域とする県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業末野地区に係る換地処分をした。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第332号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、燕市を地域とする県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業熊森地区に係る換地処分をした。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第333号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、前川東土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量・出来形確認測量）
- 2 作業期間 平成24年8月27日から平成25年2月21日まで
- 3 作業地域 長岡市上前島町、青島町、高島町の各一部

◎新潟県告示第334号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、城原上方地区共同施行代表から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（非補助区画整理事業城原上方地区共同施行確定測量）
- 2 作業期間 平成24年10月12日から平成25年1月31日まで
- 3 作業地域 中魚沼郡津南町大字谷内ほか 地内

◎新潟県告示第335号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年 3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（2級水準測量）
- 2 作業期間 平成24年 8月 1日から平成25年 2月27日まで
- 3 作業地域 新潟港（東港地区、西港地区）、新潟空港、新潟西海岸

◎新潟県告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新津村松線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
五泉市今泉字天王原 99番 2から	新	9.5～17.3メートル	295.8メートル
同市木越字赤錆1217番 2まで	旧	9.3～17.3メートル	295.8メートル

備考 路線の重用

全区間県道新潟村松三川線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟村松三川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
五泉市今泉字天王原 99番 2から	新	9.5～17.3メートル	295.8メートル
同市木越字赤錆1217番 2まで	旧	9.3～17.3メートル	295.8メートル

備考 路線の重用

全区間県道新津村松線と重用

◎新潟県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 新津村松線
- 2 供用開始の区間
五泉市今泉字天王原99番 2から同市木越字赤錆1217番 2まで
- 3 供用開始の期日 平成25年 3月12日

◎新潟県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大面保内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
三条市上保内字政倉乙 834 番 1 から	新	8.0～9.0メートル	88.6メートル
同市上保内字沢田乙 695 番 2 まで	旧	6.6～9.0メートル	88.6メートル

◎新潟県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 大面保内線
- 2 供用開始の区間
三条市上保内字政倉乙 834 番 1 から同市上保内字沢田乙 695 番 2 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月12日

◎新潟県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町塩沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市塩沢字北山2109番から	新	9.0～43.0メートル	219.6メートル
同市塩沢字北山2113番 3 まで	旧	9.0～43.0メートル	236.3メートル

◎新潟県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 十日町塩沢線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市塩沢字北山2109番から同市塩沢字北山2113番3まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月12日

◎新潟県告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 292号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
妙高市大字姫川原字造り道3932番1から	新	8.4～40.0メートル	60.9メートル
同市大字姫川原字造り道3931番1まで			
	旧	7.0～12.2メートル	60.9メートル

◎新潟県告示第343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 292号
- 2 供用開始の区間
妙高市大字姫川原字造り道3932番1から同市大字姫川原字造り道3931番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月12日

◎新潟県告示第344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名木山浦川原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市浦川原区中猪子田字幸崎 2805 番 1 から	新	6.6～44.0メートル	196.9メートル
同市浦川原区中猪子田字幸崎2799番1まで			
	旧	6.0～44.0メートル	196.9メートル

◎新潟県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 名木山浦川原線
- 2 供用開始の区間
上越市浦川原区中猪子田字幸崎 2805 番 1 から同市浦川原区中猪子田字幸崎 2799 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月12日

◎新潟県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市虫崎字おそく 90 番 1 から 同市虫崎字おそく 152 番 1 まで	新	18.8～32.8メートル	41.6メートル
	旧	18.8～32.8メートル	41.6メートル

◎新潟県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市虫崎字おそく 90 番 1 から同市虫崎字おそく 152 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月12日

◎新潟県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

佐渡市羽茂本郷 6681 番 4 から	新	5.2～49.5メートル	118.2メートル
同市羽茂本郷6681番3まで	旧	5.2～48.9メートル	118.2メートル

◎新潟県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡縦貫線
- 2 供用開始の区間
佐渡市羽茂本郷6681番4から同市羽茂本郷6681番3まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月12日

◎新潟県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 妙照寺佐和田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市二宮字垣ノ内 212 番 4 から	新	11.6～22.0メートル	161.4メートル
同市二宮字加賀次郎815番3まで	旧	6.2～17.0メートル	163.7メートル

◎新潟県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 妙照寺佐和田線
- 2 供用開始の区間
佐渡市二宮字垣ノ内212番4から同市二宮字加賀次郎815番3まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月12日

◎新潟県告示第352号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川部地区	村上市川部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伝五郎沢地区	村上市川部	次の図のとおり	土石流
川部沢(本流)地区	村上市川部	次の図のとおり	土石流
川部沢(支流)地区	村上市川部	次の図のとおり	土石流
川部西沢地区	村上市川部	次の図のとおり	土石流
川部東沢地区	村上市川部	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柿町(7)地区	長岡市柿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿町地区	長岡市柿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿町(2)地区	長岡市柿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿町(4)地区	長岡市柿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿町(8)地区	長岡市柿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿町(1)地区	長岡市柿町	次の図のとおり	土石流
柿町(2)地区	長岡市柿町	次の図のとおり	土石流
柿町(3)地区	長岡市柿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿町(5)地区	長岡市柿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿町(6)地区	長岡市柿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
マツゾの沢地区	長岡市柿町	次の図のとおり	土石流
柿川(1)地区	長岡市柿町	次の図のとおり	土石流
柿川(2)地区	長岡市柿町	次の図のとおり	土石流
柿川(3)-1地区	長岡市柿町	次の図のとおり	土石流

柿川(3)-2地区	長岡市柿町	次の図のとおり	土石流
柿川支溪地区	長岡市柿町	次の図のとおり	土石流
柿町(3)地区	長岡市柿町	次の図のとおり	土石流
柿町(4)地区	長岡市柿町	次の図のとおり	土石流
味噌桶地区	長岡市柿町	次の図のとおり	地すべり
大寺地区	三島郡出雲崎町大字大寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大寺東地区	三島郡出雲崎町大字大寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大寺(1)地区	三島郡出雲崎町大字大寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大寺地区	三島郡出雲崎町大字大寺	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吉平地区	魚沼市吉平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小庭名(1)地区	魚沼市連日	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小庭名(2)地区	魚沼市小庭名・小庭名新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
連日(1)地区	魚沼市小庭名・連日	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
連日(2)地区	魚沼市小庭名・連日	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小沢地区	魚沼市小庭名・並柳・連日	次の図のとおり	土石流
木山沢地区	魚沼市小庭名新田・吉平	次の図のとおり	土石流
中ノ沢川地区	魚沼市小庭名・連日	次の図のとおり	土石流
浅の沢川地区	魚沼市小庭名・連日	次の図のとおり	土石流
屋敷沢地区	魚沼市吉平・吉原	次の図のとおり	土石流
浦山地区	魚沼市小庭名新田	次の図のとおり	土石流
吉水(2)地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
増沢地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

吉水(3)地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉水(4)地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
増沢上地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
増沢下地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和田原地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉水(1)地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
草根地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水頭沢地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	土石流
無双川(1)地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	土石流
無双川(2)地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	土石流
無双川(3)地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	土石流
増沢川地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	土石流
一の巻沢地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	土石流
ソツラ沢地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	土石流
舟山地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	地すべり
吉水地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
一之沢川(1)地区	南魚沼市一之沢	次の図のとおり	土石流
一之沢川(2)地区	南魚沼市一之沢・滝谷	次の図のとおり	土石流
一之沢川(3)地区	南魚沼市一之沢・滝谷	次の図のとおり	土石流
家ノ入沢地区	南魚沼市一之沢	次の図のとおり	土石流
岩平地区	南魚沼市一之沢	次の図のとおり	土石流
セドノヤマ地区	南魚沼市一之沢	次の図のとおり	土石流

蟹沢新田(1)地区	南魚沼市蟹沢新田	次の図のとおり	土石流
神字川地区	南魚沼市蟹沢新田・滝谷	次の図のとおり	土石流
沢口地区	南魚沼市滝谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
袖ノ窪地区	南魚沼市滝谷	次の図のとおり	土石流
東泉田(1)地区	南魚沼市東泉田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東泉田(2)地区	南魚沼市東泉田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔地(1)地区	南魚沼市畔地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔地(2)地区	南魚沼市畔地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天神入地区	南魚沼市畔地	次の図のとおり	土石流
舟窪沢地区	南魚沼市畔地	次の図のとおり	土石流
吉ノ沢地区	南魚沼市畔地	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

5 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
若宮地区	上越市大字宇津尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小川(1)地区	上越市大字宇津尾	次の図のとおり	土石流
小川(2)地区	上越市大字宇津尾	次の図のとおり	土石流
小川(3)地区	上越市大字宇津尾	次の図のとおり	土石流
宇津尾地区	上越市大字宇津尾	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第353号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川部地区	村上市川部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川部沢(支流)地区	村上市川部	次の図のとおり	土石流
川部西沢地区	村上市川部	次の図のとおり	土石流
川部東沢地区	村上市川部	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柿町(7)地区	長岡市柿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿町地区	長岡市柿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿町(2)地区	長岡市柿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿町(4)地区	長岡市柿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿町(8)地区	長岡市柿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿町(3)地区	長岡市柿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿町(5)地区	長岡市柿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿町(6)地区	長岡市柿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿川(2)地区	長岡市柿町	次の図のとおり	土石流
柿川(3)-1地区	長岡市柿町	次の図のとおり	土石流
柿川支溪地区	長岡市柿町	次の図のとおり	土石流
大寺地区	三島郡出雲崎町大字大寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大寺東地区	三島郡出雲崎町大字大寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大寺(1)地区	三島郡出雲崎町大字大寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧

に供する。)

3 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吉平地区	魚沼市吉平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小庭名(1)地区	魚沼市連日	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小庭名(2)地区	魚沼市小庭名・小庭名新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
連日(1)地区	魚沼市小庭名・連日	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
屋敷沢地区	魚沼市吉平・吉原	次の図のとおり	土石流
浦山地区	魚沼市小庭名新田	次の図のとおり	土石流
吉水(2)地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
増沢地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉水(3)地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉水(4)地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
増沢上地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
増沢下地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和田原地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉水(1)地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
草根地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水頭沢地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	土石流
無双川(1)地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	土石流
無双川(2)地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	土石流
無双川(3)地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	土石流
増沢川地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	土石流
一の巻沢地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	土石流

ソツラ沢地区	魚沼市吉水	次の図のとおり	土石流
--------	-------	---------	-----

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
一之沢川(1)地区	南魚沼市一之沢	次の図のとおり	土石流
一之沢川(2)地区	南魚沼市一之沢・滝谷	次の図のとおり	土石流
岩平地区	南魚沼市一之沢	次の図のとおり	土石流
セドノヤマ地区	南魚沼市一之沢	次の図のとおり	土石流
蟹沢新田(1)地区	南魚沼市蟹沢新田	次の図のとおり	土石流
神字川地区	南魚沼市蟹沢新田・滝谷	次の図のとおり	土石流
沢口地区	南魚沼市滝谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
袖ノ窪地区	南魚沼市滝谷	次の図のとおり	土石流
東泉田(1)地区	南魚沼市東泉田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東泉田(2)地区	南魚沼市東泉田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔地(1)地区	南魚沼市畔地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔地(2)地区	南魚沼市畔地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

5 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小川(2)地区	上越市大字宇津尾	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第354号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年 3月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 - ・種類 真野都市計画火葬場（佐渡市決定）
 - ・名称 1号 永安館
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

公 告

予算の公表について（公告）

平成25年 2月28日新潟県議会において議決された平成24年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成25年 3月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成24年度新潟県一般会計補正予算

平成24年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102,016,301千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,490,747,650千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第7款 分担金及び負担金		千円 7,947,372	千円 1,970,729	千円 9,918,101	
	第1項 分担金	2,293,090	583,277	2,876,367	
	第2項 負担金	5,654,282	1,387,452	7,041,734	
第9款 国庫支出金		155,482,252	55,750,241	211,232,493	
	第2項 国庫補助金	111,515,015	55,750,241	167,265,256	
第12款 繰入金		33,081,832	990,000	34,071,832	
	第1項 特別会計繰入金	710,282	990,000	1,700,282	
第13款 諸収入		306,654,960	115,331	306,770,291	
	第5項 受託事業収入	5,816,160	69,149	5,885,309	
	第6項 収益事業収入	3,812,431	46,182	3,858,613	
第14款 県債		279,717,000	43,190,000	322,907,000	
	第1項 県債	279,717,000	43,190,000	322,907,000	
歳入	合計	1,388,731,349	102,016,301	1,490,747,650	

2 歳 出 款		項	補正前の額	補正額	計
第2款 総務費	第2項 総務管理費	千円	35,183,356	1,638,389	36,821,745
			15,791,381	1,638,389	17,429,770
第3款 県民生活・環境費	第1項 県民生活管理費		8,022,949	1,108,130	9,131,079
	第2項 防災費		2,022,413	130,000	2,152,413
	第3項 環境企画費		2,783,101	783,750	3,566,851
			507,869	194,380	702,249
第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費		144,400,976	8,125,361	152,526,337
	第3項 医務事業費		19,604,726	72,393	19,677,119
	第4項 高齢福祉保健費		4,738,534	1,330,793	6,069,327
	第7項 障害福祉費		37,122,170	3,075,906	40,198,076
	第8項 児童家庭費		20,087,486	53,843	20,141,329
			12,847,451	3,592,426	16,439,877
第5款 労働費	第2項 労働雇用費		9,640,683	5,080,893	14,721,576
			7,181,134	5,080,893	12,262,027
第7款 農林水産業費	第2項 地域農政推進費		84,315,006	20,147,534	104,462,540
	第7項 水産業費		6,409,222	120,000	6,529,222
			4,529,565	1,040,319	5,569,884

第8項	林業	13,425,684	5,119,239	18,544,923
第10項	農地整備費	46,440,815	13,637,656	60,078,471
第11項	農地計画費	989,317	230,320	1,219,637
第8款	土木費	163,743,119	62,710,846	226,453,965
第2項	道路橋りょう費	54,360,654	25,669,278	80,029,932
第3項	河川海岸費	37,152,278	29,754,293	66,906,571
第4項	砂防費	11,532,510	3,423,168	14,955,678
第5項	都市計画費	6,165,629	1,259,292	7,424,921
第6項	建築費	19,931,773	185,224	20,116,997
第9項	建港費	8,163,121	2,241,189	10,404,310
第10項	空港費	617,741	178,402	796,143
第9款	警察費	50,632,082	683,991	51,316,073
第1項	警察管理費	47,134,585	393,115	47,527,700
第2項	警察行政費	3,497,497	290,876	3,788,373
第10款	教育費	217,960,018	2,521,157	220,481,175
第1項	高等教育総務費	4,763,634	13,692	4,777,326
第3項	高等学校費	51,823,952	1,783,093	53,607,045
第8項	私立学校教育振興費	9,782,314	724,372	10,506,686
歳出	合計	1,388,731,349	102,016,301	1,490,747,650

第2表 継続費補正 1 変更									
款	項	事業名	補 正		前		正		後
			補 額	年 度	年 割 額	年 度	補 額	年 割 額	
第8款 土木費	第2項 道橋りょう費	一般国道403号道路 改築工事 (新大倉トンネル)	総	24	千円 160,000	総	24	千円 221,000	千円 221,000
			補	25	300,000	補	25	300,000	300,000
			額	26	300,000	額	26	300,000	300,000
			1,000,000	27	240,000	1,000,000	27	179,000	179,000

第3表 繰越明許費				
款	項	事業名	金額	額
第2款 総務費	第2項 総務管理費	庁舎耐震改修費		千円 648,389
第3款 県民生活・環境費	第2項 防災費	原子力防災対策費		783,750
第4款 福祉保健費	第3項 医療業務事業費	地域基幹病院整備補助金		41,396
		医療施設設備整備補助金		8,960
		がん診療連携拠点病院等機能強化補助金		14,280
		第1次救急医療体制整備補助金		2,380
		第2次救急医療体制整備補助金		72,147
第7款 農林水産業費	第2項 地域農政推進費	経営構造対策事業助成費		120,000
	第7項 水産業費	県営水産流通基盤整備事業費		200,000
		県営水産生産基盤整備事業費		780,000
		県営漁港施設機能強化事業費		40,094
		市町村営漁村再生事業補助金		16,225

第8項 林業費	市町村営漁港施設機能強化事業補助金	4,000
	林道開設事業費	545,000
	林道開設事業助成費	29,940
	林道改良事業助成費	133,100
	林道舗装事業助成費	6,800
	民有林造林奨励補助金	189,576
	復旧治山事業費	115,227
	予防治山事業費	215,262
	防災林造成事業費	131,388
	保安林緊急改良事業費	6,062
	保安林改良事業費	6,063
	保安林保育事業費	48,013
	地域防災対策総合治山事業費	155,658
	水源森林再生対策事業費	50,539

	地すべり防止事業費	678,098
	治山等激甚災害対策特別緊急事業費	427,534
	漁場保全関連特定森林整備事業費	230,479
	県営かんがい排水事業費	1,632,266
	県営ストックマメ水幹線施設事業費	609,800
	県営畑地帯総合整備事業費	129,000
	県営農地防災排水事業費	374,534
	県営湛水防除事業費	1,156,980
	県営地すべり対策農地事業費	518,000
	県営ため池等整備事業費	337,600
	県営地盤沈下対策農地事業費	300,000
	県営中山間地域総合農地防災事業費	40,000
	県営経営体育成基盤整備事業費	4,113,057
	県営農道整備事業費	405,000

第10項 農地基盤整備費

	過疎地域等農道代行事業費	70,000
	県営中山間地域対策事業費	815,366
	団体営基幹水利施設ストックマネジメント費	152,325
	地域農業水利施設ストックマネジメント費	58,100
	団体営農村振興総合整備事業助成費	82,600
	団体営農業集落排水事業助成費	203,750
	基盤整備促進事業助成費	58,400
	農業水利施設保全合理化事業補助金	1,255,642
	震災対策農業水利施設点検・調査計画費	826,650
	震災対策農業水利施設点検・調査計画補助金	311,893
	県営農業農村整備調査計画費	34,000
	団体営調査設計事業補助金	196,320
	橋りょう維持修繕費	158,000
	隧道維持修繕費	480,000
第8款	土木費	
第11項	農地計画費	
第2項	道路橋りょう費	

道	路	改	築	費	4,981,302					
道	路	改	築	費 (県単)	400,000					
道	路	安	全	施	設	費	100,000			
道	路	改	善	費	400,000					
橋	り	よ	う	補	修	費	155,440			
橋	り	よ	う	補	修	費 (県単)	100,000			
隧	道	補	修	費	100,000					
舗	装	道	補	修	費	98,000				
防	災	・	防	雪	施	設	補	修	費	100,000
雪	寒	対	策	機	械	整	備	費	552,098	
道	路	融	雪	施	設	補	修	費	800,000	
緊	急	地	方	道	路	整	備	費	11,605,050	
緊	急	地	方	道	路	整	備	費 (街路)	1,900,521	
第3項	河	川	海	岸	費	1,291,340				

総合流域防災対策情報基盤等整備費 広域河川改修費 河川総合流域防災対策整備費 床上浸水対策特別緊急事業費 河川災害復旧関連緊急事業費 河川整備備費 海岸侵食対策費 海岸環境整備費 海岸高潮対策費 海岸整備備費 堰堤改良費 通常砂防費 砂防総合流域防災対策整備費 砂防工事費	335,637 10,003,432 4,702,510 2,110,500 420,000 80,000 4,194,000 222,200 1,145,100 10,000 253,735 804,825 342,300 13,000
第4項 砂防費	

	地すべり対策費	974,400
	地すべり防止工事費	13,000
	急傾斜地崩壊対策費	141,750
第5項	街路整備費	54,000
	公園整備費	215,292
第6項	既設公営住宅改善費	185,224
第9項	港湾改修費	317,600
	港湾環境整備費	112,800
	港湾施設改良統合補助事業費	525,500
	港湾海岸保全費	428,430
第10項	佐渡空港改修費	80,402
第9款	警察費	396,115
	第1項 警察管理費	
	第2項 警察行政費	104,000
	初動捜査強化対策費	
	交通安全施設整備費	186,876

第10款 教 育 費	第1項 教 育 総 務 費	県立学校整備関係費	13,692
	第3項 高 等 学 校 費	高校大規模・耐震改修費	394,041
		高校大規模・耐震改修費(県単)	1,389,052
合 計			72,772,807

第4表 債務負担行為補正 1 追加		項	期	間	限	度	額	説	明
		金融円滑化資金預託契約	平	成	25	年	度	金融円滑化資金要綱に基づき、融資機関が金融円滑化資金を総額6,000,000千円の範囲内で県の承認を得て中小企業者等に融通する場合、負担割合33.3パーセント以内として算定した額	
		小規模事業者経営改善資金利子補給契約	平	成	26	年	度	小規模事業者経営改善支援助利子補給金交付要綱に基づき、小規模事業者が小規模事業者経営改善資金を総額1,800,000千円の範囲内で株式会社日本政策金融公庫から借り入れた場合、利子補給率年0.2パーセント以内として算定した額	
		広域漁場整備事業工事請負契約	平	成	25	年	度	90,000千円	
		復旧治山事業工事請負契約	平	成	25	年	度	93,150千円	
		地すべり防止事業工事請負契約	平	成	25	年	度	483,000千円	
		復旧治山工事調査委託契約	平	成	25	年	度	6,850千円	
		地すべり防止工事調査委託契約	平	成	25	年	度	17,000千円	
		道路改築工事請負契約	平	成	25	年	度	300,000千円	
		建設関係災害復旧工事請負契約	平	成	25	年	度	400,000千円	
		港湾改修工事請負契約	平	成	25	年	度	315,000千円	

起債の目的		補			正			後		
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	償還の方法		
道路事業費	千円 7,016,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	千円 12,146,000	補正前に同じ				
河川事業費	12,865,000									
海岸事業費	1,127,000									
砂防事業費	5,546,000									
公園事業費	708,000									
公営住宅建設事業費	296,000									
港湾事業費	3,681,000									
空港事業費	119,000									
漁港事業費	539,000									
林道事業費	552,000									
治山事業費	3,035,000									

農地事業費	10,850,000				14,280,000
学校教育施設等整備事業費	1,663,000				3,311,000
地方道路等整備事業費	11,999,000				17,671,000
合併特例事業費	3,031,000				3,768,000
原子力発電施設等立地地域振興特別事業費	1,239,000				2,125,000
警察施設整備事業費	545,000				781,000
交通安全施設整備事業費	453,000				546,000
地域機関改修事業費	752,000				1,195,000
医療体制整備事業費	132,000				171,000
行政改革推進債	9,491,000				9,670,000
合 計	279,717,000				322,907,000

平成24年度新潟県都市開発資金事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県都市開発資金事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ990,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,315,480千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 都市開発資金		千円 325,480	千円 990,000	千円 1,315,480
	第1項 財産収入	323,565	990,000	1,313,565
歳	合 計	325,480	990,000	1,315,480

2 歳 出	款	項	補正前の額	補正額	計
第1款	都市開発資金事業費		千円 325,480	千円 990,000	千円 1,315,480
		第2項 繰 出 金	323,565	990,000	1,313,565
歳	出	合 計	325,480	990,000	1,315,480

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 （仮称）スーパースポーツゼビオ上越店
所在地 上越市関川東部下門前土地区画整理事業地内25街区8-2外
設置者 首都圏リース株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成24年11月2日
- 3 意見の概要
 - (1) 上越市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成25年3月12日から平成25年4月12日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 （仮称）ケーズデンキ上越インター店
所在地 上越市大字富岡字久保田1448番地2外
設置者 株式会社北越ケーズ
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成24年11月2日
- 3 意見の概要
 - (1) 上越市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成25年3月12日から平成25年4月12日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

- 名称 (仮称) ホームセンタームサシ新井店
所在地 上越市大字西田中字久ノ田11番1外
設置者 アークランドサカモト株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成24年11月2日
- 3 意見の概要
(1) 上越市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成25年3月12日から平成25年4月12日まで

争議行為を行う旨の通知について(公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、新潟県医療労働組合連合会執行委員長塩谷義夫から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 要求事項
人員要求、一時金要求、医療提供体制に関する要求、その他の要求
- 2 期間
平成25年3月14日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場所
新潟市秋葉区東金沢1459-1
新潟勤労者医療協会 下越病院
新潟市秋葉区東金沢1459-1
新潟メディカルプラン みのもり薬局
新潟市中央区入船町3-3629-1
新潟勤労者医療協会 舟江診療所
新潟市中央区入船町3-3629-1
介護老人保健施設 入舟
新潟市中央区沼垂東6-4-12
新潟勤労者医療協会 沼垂診療所
新潟市東区空港西1-15-17
新潟勤労者医療協会 ときわ診療所
新潟市西区寺尾東3-8-35
新潟勤労者医療協会 坂井輪診療所
新潟市秋葉区田家2-1-30
新潟勤労者医療協会 かえつクリニック
新潟市秋葉区荻野町3-8
介護老人保健施設 おぎの里
長岡市前田1-6-7
ながおか医療生協 ながおか生協診療所
長岡市西新町2-3-22
ながおか医療生協 生協かんだ診療所
新潟市南区上下諏訪木770-1
白根健生病院
新潟市南区助次右エ門組5

介護老人保健施設 みずき苑
新潟市東区竹尾4-13-3
新潟医療生協 木戸病院
新潟市東区上木戸5-3-8
新潟医療生協 木戸クリニック
新潟市東区上木戸2-1-35
介護老人保健施設 ほほえみの里きど
新潟市東区東中野山6-17-5
新潟医療生協 石山診療所
佐渡市千種113-1
県厚生連 佐渡総合病院
佐渡市真野73
県厚生連 真野みずほ病院
佐渡市羽茂本郷22
県厚生連 羽茂病院
佐渡市中興乙1601-1
介護老人保健施設 さど
佐渡市赤泊2206-1
赤泊診療所
佐渡市大字豊岡550
岩首診療所
糸魚川市大字竹ヶ花457-1
県厚生連 糸魚川総合病院
糸魚川市大字竹ヶ花457-1
介護老人保健施設 なでしこ
妙高市田町2-4-7
県厚生連 けいなん病院
妙高市田町2-4-7
介護老人保健施設 はねうまの里
上越市大道福田148-1
県厚生連 上越総合病院
上越市大道福田200-1
介護老人保健施設 アルカディア上越
柏崎市北半田2-11-3
県厚生連 柏崎総合医療センター
十日町市中条巳2941
県厚生連 中条病院
十日町市中条巳2941
県厚生連 中条第二病院
十日町市中条巳2958
介護老人保健施設 きたはら
小千谷市城内4-1-38
県厚生連 魚沼病院
長岡市川崎町2041
県厚生連 中央総合病院
長岡市栄町2-1-50
県厚生連 栃尾郷診療所
長岡市栄町2-1-50
介護老人保健施設 とちお
三条市大字塚野目5-1-62
県厚生連 三条総合病院

新潟市西区小針3-27-11
県厚生連 新潟医療センター
新潟市西区小針3-27-11
介護老人保健施設 こばり園
新潟市北区石動1-11
県厚生連 豊栄病院
阿賀野市岡山町13-23
県厚生連 水原郷病院
阿賀野市岡山町13-23
介護老人保健施設 五頭の里
村上市田端町2-17
県厚生連 村上総合病院
村上市瀬波温泉2-4-15
県厚生連 瀬波病院
小千谷市本町1-13-33
財団法人 小千谷総合病院
小千谷市元町10-1
介護老人保健施設 水仙の家

4 概要

救急外来患者及び入院・入所中の重症患者のための保安要員を除く全部、又は一部組合員によるストライキ、その他の争議行為

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、胎内都市計画の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成25年3月12日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 中止となる公聴会の日時
平成25年3月21日（金） 午後2時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所
胎内市産業文化会館 会議室
胎内市新和町2番5号

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、産業廃棄物（感染性廃棄物）の処分業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月12日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の件名及び数量
産業廃棄物（感染性廃棄物）の処分業務 年間1,770,000リットル（予定）
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
 - (4) 履行場所
新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び関係法令等に基づき、当該業務を実施するために必要な許可を受けている者であること。
- (6) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。
- (7) 新潟県内で中間処理を行うこと。
- (8) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。
- (9) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認書の提出期限

平成25年3月25日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年3月27日(水)午後3時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札書に記載された金額に当該金額の100分の5を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき入札参加資格確認書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす

る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成25年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成25年3月12日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

38,994

2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

343,713

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	21,025
新潟市東区	38,001
新潟市中央区	48,696
新潟市江南区	18,881
新潟市秋葉区	21,486
新潟市南区	12,877
新潟市西区	42,915
新潟市西蒲区	16,855
長岡市三島郡	78,305
上越市	55,159
三条市	28,286
柏崎市刈羽郡	26,245
新発田市北蒲原郡	31,866
小千谷市	10,589
加茂市南蒲原郡	11,933
十日町市中魚沼郡	19,324
見附市	11,651
村上市岩船郡	20,422
燕市西蒲原郡	24,998
糸魚川市	13,137
妙高市	9,821

五泉市東蒲原郡	19,057
阿賀野市	12,540
佐渡市	17,405
魚沼市	11,092
南魚沼市南魚沼郡	18,620
胎内市	8,723

人事委員会公告

平成25年度新潟県警察官A（大学卒業者）採用試験（平成26年4月採用予定・第1回）の実施について（公告）

次のとおり新潟県警察官（巡査）の採用試験を行う。

平成25年3月12日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

1 試験職種・採用予定人員・受験資格

試験職種	採用予定人員	受験資格
男性警察官A	74人程度	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成26年3月31日までに卒業する見込みの人 イ 新潟県人事委員会がアと同等と認める人
女性警察官A	12人程度	
男性警察官A （武道）	柔道 1人程度	男性警察官Aの受験資格に該当し、かつ、段位が2段以上の人で、全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う競技会又はこれらに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた人
	剣道 1人程度	男性警察官Aの受験資格に該当し、かつ、段位が3段以上の人で、全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う競技会又はこれらに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた人

警察官A採用試験は9月にも実施を予定している（第2回試験）。ただし、警察官A（武道）の第2回試験は実施しない予定。

男性警察官A採用試験の第1次試験は、新潟県が東京都（警視庁）、千葉県及び神奈川県と共同で実施するので、申込みの際に志望する都県を2つまで選択できる。ただし、新潟県以外の都県を第1志望とした場合は、新潟県を第2志望とすることはできない。女性警察官A、男性警察官A（武道）を受験する人は、新潟県以外の都県を志望することはできない。

2 職務内容

個人の生命・身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

3 欠格条項

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験日時・会場

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験に合格した人について行う。

区分	日時	試験会場
第1次試験	平成25年5月12日 受付時間	男性警察官A・女性警察官A 新潟国際情報大学

	午前 8 時30分から 午前 9 時30分まで	(新潟市西区みずき野 3 丁目 1 番 1 号) 男性警察官 A (武道) 新潟県警察学校 (新潟市西区小新西 2 丁目 21 番 1 号)
第 2 次試験 (新潟県の 場合)	平成25年 6 月 1 日 (予定) 及び 6 月24日から 7 月24日まで (予 定) のうち指定する日時	新潟国際情報大学 (予定) (新潟市西区みずき野 3 丁目 1 番 1 号) 新潟県庁 (予定) (新潟市中央区新光町 4 番地 1) 日時、試験会場は第 1 次試験の合格者に通知する。

5 試験の方法

(1) 第 1 次試験

試験種目	内容
教養試験	一般的な知識及び知能について、大学卒業程度で択一式による筆記試験を行う。
体力検査 I (男性警察官 A (武道) を除く)	職務に必要な体力を有するかどうかを検査 (腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳び) する。
実技試験 (男性警察官 A (武道) のみ)	武道 (柔道又は剣道) の技術及び技能について、実技試験を行う。 武道の受験者は、体力検査 I は行わない。

(2) 第 2 次試験

試験種目	内容
論文試験	課題の理解力、表現力、文章構成力等について筆記試験を行う。
体力検査 II	職務に必要な体力を有するかどうかを検査 (20メートルシャトルラン) する。
面接試験	積極性、信頼性、社会性等について面接試験を行う。
適性検査	職務執行上必要な適性等について検査を行う。面接試験の参考とする。
身体検査	通常の職務執行に支障をきたすおそれのある疾病等の有無について検査を行う。なお、検査には以下の基準がある。

○身体基準

項目	基準	
	男性警察官	女性警察官
身長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
視力	両眼とも裸眼視力が0.6 以上又は両眼とも矯正視力が1.0 以上であること。	
色覚	職務執行上支障がないこと。	
聴力	職務執行上支障がないこと。	
関節等	職務執行上支障がないこと。	

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査する。

6 試験の配点・基準

最終合格は、第 2 次試験の結果に基づき決定し、第 1 次試験の成績は反映されない。

また、第 1 次試験、第 2 次試験 (適性検査を除く。)にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、一つでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず原則として不合格となる。

区分	種目	配点	基準	
第 1 次試験	教養試験	100点	40点以上 ※基準は目安であり、引き下げる場合がある。	
	体力検査 I	腕立て伏せ	適否	10点
		反復横跳び		10点
		立ち幅跳び		10点
実技試験 (武道のみ)	100点	60点以上		
第 2 次試験	面接試験	130点	50点以上	

論文試験		30点	12点以上
体力検査Ⅱ	20メートルシャトルラン	適否	男性32回以上 女性19回以上
身体検査		—	身体基準のとおり

*教養試験については、粗点（正答数）をそのまま用いるのではなく、当該種目の平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数はおおむね0～100点に分布する。

○教養試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A：ある受験者の粗点（正答数）

B：当該種目の平均得点

C：当該種目の標準偏差

○体力検査Ⅰの点数の目安

検査種目	記録		点数
	男性	女性	
腕立て伏せ	15回	5回	5点
反復横跳び	41回	36回	5点
立ち幅跳び	195cm	143cm	5点

*上記の各種目の記録に対する点数は目安であり、各種目の回数や距離に応じて点数を設定している。基準については男女とも3種目の合計得点が15点以上である。

*体力検査Ⅰの記録は、第2次試験における面接試験の参考とする。

7 合格者の発表

区分	日時	方法
第1次試験合格者	平成25年5月23日午後1時（予定）	県庁内の広報展示室（1階）前の掲示板及び新潟県警察ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に郵送で通知する。
最終合格者	平成25年8月8日午後1時（予定）	県庁内の広報展示室（1階）前の掲示板及び新潟県警察ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に結果を郵送で通知する。

8 合格から採用まで（新潟県の場合）

- (1) 最終合格者は、得点順に任用候補者名簿に登載され、新潟県警察本部長からの請求に応じて高点順に推薦され、欠員の状況により順次採用が決定される。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。
- (2) 平成26年3月31日までに大学等を卒業する見込みで警察官A（平成26年4月採用予定・第1回）採用試験を受験した人については、同時期までに卒業することができなかった場合は採用されない。
- (3) 採用は、原則として平成26年4月1日である。
- (4) 任用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。
- (5) 採用後は巡査に任命され、初任科生として警察学校に入校し、6か月間初任教養を受けた後、新潟県内の各警察署に配置される。

9 給与等

- (1) 採用後の給料は、平成25年4月1日採用者を例にとると、警察官A採用者で211,800円である。また、職歴等がある場合は一定の基準で加算される。
- (2) 採用後は昇給の制度があり、また、一定の条件により通勤手当、扶養手当、住居手当等も支給される。
- (3) 職務に必要な制服・制帽・ワイシャツ・ネクタイ・防寒服・雨衣・手袋・靴等が現品で支給される。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の配布等

受験申込用紙は、新潟県警察本部警務部警務課、県内の各警察署・交番・駐在所で配布するほか、新潟県警察ホームページからダウンロードすることもできる。

受験申込用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官採用試験請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8553 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部警務部警務課に請求すること。

(2) 受験申込の方法

以下のいずれかの方法によること。

ア 受験申込用紙に必要事項を記入し、新潟県警察本部警務部警務課又は県内の各警察署・交番・駐在所に直接持参するか郵送する。

郵送する場合は、封筒の表に「警察官採用試験受験」と朱書きし、書留等確実な方法をとること。

イ 新潟県警察ホームページから電子申請を行う。

(3) 受付期間

ア 郵送又は持参の場合

- ・平成25年3月12日から4月11日午後5時15分まで受け付ける。
- ・なお、郵送の場合は、4月11日までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 電子申請の場合

- ・平成25年3月12日から4月11日午後5時15分まで受け付ける。

11 試験に関する事務の委任

次の試験に関する事務を警察本部長に委任する。

- (1) 受験者の募集、申込みの受付
- (2) 教養試験の実施（試験問題の作成決定及び管理を除く。）
- (3) 第1次試験合格者の決定
- (4) 面接試験の実施
- (5) 論文試験の実施
- (6) 適性検査の実施
- (7) 体力検査Ⅰ・Ⅱの実施
- (8) 実技試験の実施
- (9) 身体検査の実施